

新型コロナウイルス感染症

感染拡大予防のためのガイドライン

令和4年6月8日【第5版】

京都産業大学

1.	はじめに .....	1
2.	感染リスクへの対応 .....	1
	(1) 「密閉」の回避（換気の徹底） .....	1
	(2) 「密集」の回避（身体的距離の確保） .....	1
	(3) 「密接」の場面への対応（マスクの着用） .....	1
	(4) 接触確認アプリ等の利用 .....	2
3.	教職員や学生等の基本的な感染症対策 .....	2
	(1) 感染源を絶つ .....	2
	(2) 感染経路を絶つ .....	3
4.	大学において感染者が発生した場合の対応 .....	3
	(1) 連絡や報告（感染者及び濃厚接触者） .....	3
	(2) 感染者や濃厚接触者等の出席停止 .....	4
	(3) 構内の消毒 .....	4
5.	大学の諸活動における対策 .....	7
	(1) 基本的な事項 .....	7
	(2) 授業 .....	7
	(3) 学外活動（インターンシップ、フィールドワーク等） .....	7
	(4) 研究活動 .....	8
	(5) 課外活動 .....	8
	(6) 教職員（学生アルバイトを含む）の勤務 .....	9
	(7) 大学の活動に協力する学生団体 .....	10
	(8) イベント開催 .....	10
	(9) 海外渡航 .....	11
6.	施設利用 .....	12
	(1) 図書館 .....	12
	(2) 情報処理教室 .....	13
	(3) ラーニングcommons .....	13
	(4) グローバルcommons .....	13
	(5) スチューデントcommons .....	13
	(6) F工房 .....	13
	(7) グラウンド、体育館 .....	13
	(8) 保健管理センター .....	14
	(9) 寮 .....	14
	(10) 国際交流会館 .....	16
	(11) 松の浦セミナーハウス・神山研修室棟 .....	17

(12)	むすびわざ館 .....	17
(13)	ギャラリー .....	17
(14)	食堂等厚生施設 .....	17
(15)	その他の施設 .....	18
(16)	キャンパス内の清掃、消毒等 .....	18
7.	その他 .....	18
(1)	交通対策 .....	18

## 1. はじめに

「京都産業大学の新型コロナウイルス感染症に対する活動指針」（以下、活動指針）に応じて、国の専門家会議で示された「新しい生活様式」を積極的に実践し、感染症対策の取組を講じる。

なお、本ガイドラインは活動指針レベル「1」及び「2」を想定したものである。活動指針レベル「3」以上となった場合の対応については別途定めるものとする。

## 2. 感染リスクへの対応

予防対策については、事前に「新しい生活様式」を学生に対し、周知することで、徹底した感染予防対策を行う。

また、本学においては、「3密対策」及び「感染予防対策」の取り組みを十分に行い、本学から感染者、特に集団感染（クラスター）を発生させないという強い意志と自覚を学生たちにも持たせ、学生生活における感染予防対策を最大限講じるものとする。

### （1）「密閉」の回避（換気の徹底）

- ①可能な限り、常時室内の換気を行う。
- ②常時換気が困難な場合は、30分に1回以上、数分（5～10分）以上、窓（扉）を全開にするか、もしくは2方向の窓（扉）を同時に開けて換気を行う。
- ③エアコン使用中においても換気を積極的に行う。

### （2）「密集」の回避（身体的距離の確保）

- ①人との間隔をできるだけ2m（最低1m）空ける。
- ②通勤通学で公共交通機関を利用する場合、混雑している車両を避けるなど、対人距離の確保に心がける。
- ③教室や研究室、食堂等における対人距離の確保を心がける。（※適宜、教職員の指示に従う）
- ④対面での食事や会話をしないようにする。
- ⑤不必要な外出はできるだけ避ける。

### （3）「密接」の場面への対応（マスクの着用）

- ①原則として、常時マスク（不織布製を推奨）を着用すること。
- ②熱中症などの健康被害が発生する恐れが考えられる場合は、換気や身体的距離の確

保に留意しながらマスクを外す。(※適宜、教職員の指示に従う)

③マスクの表面(外側)は触らない。

④マスクを触った後や鼻をかんだ後は、必ず手洗いや手指消毒を行う。

#### (4) 接触確認アプリ等の利用

①接触確認アプリ「COCOA」(厚生労働省)や緊急連絡サービス「こことろ」(京都府)をスマートフォンにインストールする。

※ この2つは感染者との接触確認手法が異なるため、アプリは2つともインストールする。

②施設利用の際に「こことろ」を起動し、今いる施設を選択してチェックインする。

※ 大学の施設だけでなく、学外の施設を利用する際もチェックインすること。

③学生食堂等福利厚生施設を利用する際は、スマートフォンで各施設に掲示されたQRコードを読み込み、「京都市新型コロナあんしん追跡サービス」にアクセスしてメールアドレスを登録すること。

※ 大学の施設だけでなく、学外の施設を利用する際も登録すること。

「COCOA」「こことろ」「あんしん追跡サービス」は感染者との接触確認手法が異なるため、すべてを登録すること。

新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa\\_00138.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html)

(2022年3月15日時点)

京都府新型コロナウイルス緊急連絡サービス「こことろ」

<https://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/coronakinkyurenaku.html>

(2022年3月15日時点)

京都市新型コロナあんしん追跡サービス

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000270672.html>

(2022年3月15日時点)

### 3. 教職員や学生等の基本的な感染症対策

#### (1) 感染源を絶つ

- ①大学に来る前に自宅で検温し、健康状態をチェックする。
- ②37.5℃以上の発熱等の風邪の症状がある場合には、学生も教職員も大学に来ず、自宅で休養し外出を控え、症状を経時的に記録しておく。
- ③大学にいる間に、発熱等の風邪症状がみられた場合は、保健管理センターに報告しすぐに帰宅する。
- ④風邪症状がなくなるまで自宅で休養し外出を控える。
- ⑤帰省や旅行、県境を越えての移動の際は、その地域の感染流行状況を確認する。

## (2) 感染経路を絶つ

- ①大学到着時、教室移動時、授業後、休憩時間、食事前などは、手洗いや手指消毒をこまめに行う。
- ②手洗いは、流水とハンドソープを用いて正しい手洗いに努める。
- ③流水による手洗いができない場合は、建物入口に設置されているアルコール消毒液等で手指消毒を行う。
- ④マスクは各自で準備し、常に着用する。飲食時等マスクを外しているときは、会話を控える。
- ⑤大学にいる間にマスクが汚損し予備の持参がない場合は、学生・教職員ともに保健管理センターに相談する。
- ⑥共用する施設・設備、用具や物品は、消毒液でこまめに拭き取りなど行い、使用後は手洗いを徹底する。
- ⑦咳やくしゃみをする際は咳エチケットに心掛け、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖、肘の内側などを使って口や鼻を隠し、飛沫を防ぐ。
- ⑧普段から極力、顔面（特に眼・鼻・口）を触らないようにする。
- ⑨帰宅後は、手洗い・洗顔・着替え・入浴やシャワーを行う。

## 4. 大学において感染者が発生した場合の対応

### (1) 連絡や報告（感染者及び濃厚接触者）

学生や教職員の感染が判明した場合には、医療機関から本人や保護者に診断結果が伝えられるとともに、医療機関から保健所にも届出される。大学には本人（または保護者）から、感染が判明した旨を**保健管理センター**へ報告フォームにて報告する。

報告フォーム <https://forms.office.com/r/EFcNp8SzE1>



また、保健所から濃厚接触者と指定され、検査や自宅待機を指示された場合も同様に保健管理センターへ報告する。

保健管理センターは、感染者や濃厚接触者の情報を新型コロナウイルス感染症対策本部及び所属学部等と共有する。

保健所から、感染者本人への行動履歴等のヒアリングが行われる場合には、できるだけ協力すること。また、保健所が大学に対して、感染者の行動履歴把握や濃厚接触者の特定等のための調査を行う場合には、本学も全面的に協力する。

## (2) 感染者や濃厚接触者等の出席停止

学生又は教職員の感染が判明した場合には、京都市の衛生主管部局と当該感染者の症状の有無、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条に基づく臨時休業の必要性について、京都市の衛生主管部局と十分相談の上、実施の有無、規模及び期間を判断する。

また、学生の感染が確認された場合又は学生が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、大学において該当学生に対し、学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置をとる。なお、濃厚接触者に対して出席停止の措置をとる場合の出席停止期間は、保健所の指示や基準に基づく期間とする。

感染者や濃厚接触者が教職員である場合には、特別休暇の取得や在宅勤務等により、出勤させない扱いとする。

## (3) 構内の消毒

学生や教職員の感染が判明した場合には、総務部及び管財部に連絡の上、保健所と連携し、当該感染者が活動した範囲の室内や器具・物品等の消毒を行う。

## 「新しい生活様式」の実践例

### (1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
  - 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
  - 外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
  - 家に帰ったらまず手や顔を洗う。  
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
  - 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

### 移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

### (2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒  咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に）  身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



### (3) 日常生活の各場面別の生活様式

#### 買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

#### 娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人との間隔をもしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

#### 公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

#### 食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

#### イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

### (4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務  時差通勤でゆったりと  オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン  対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

出典：厚生労働省



# 感染リスクが高まる「5つの場面」

## 場面①

### 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に個室などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



## 場面②

### 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のほしご酒では、短時間の食事にくらべて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



## 場面③

### マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクログlobule感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の中でも注意が必要。



## 場面④

### 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



## 場面⑤

### 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



## 5. 大学の諸活動における対策

### (1) 基本的な事項

- ①発熱者や風邪症状等の疑われる症状のある場合は、大学への入構を制限する。
- ②各施設の入口全てに配置している消毒液を用いて、入館時に各自で手指を消毒する。
- ③各施設においては、必要に応じて混雑時の入館・入室制限を行う。
- ④窓口には、消毒液、飛沫感染防止パネル等を設置し、職員はマスク<sup>1</sup>を着用の上、ソーシャルディスタンスを確保して対応する。

### (2) 授業

消毒の徹底や3密の回避に配慮し、感染拡大予防のための取組を講じた上で、本学の活動指針に応じ、対面授業を実施する。

#### <実施上の留意点>

- ①「3密」を避けるため、対面授業と遠隔授業を併用して実施する。
- ②対面授業は、概ね1m以上間隔またはそれに相当する措置を講じた教室で実施する。
- ③対面授業の実施にあたり、教員は、マスク<sup>1</sup>を着用する。
- ④対面授業の実施にあたり、各教室の利用者は、教室の窓、扉を常時または一定の時間間隔で開放し、換気を行う。また、換気ファンなどは最大限稼働させる。
- ⑤対面授業の実施にあたり、各教室の利用者は、使用した教室のドアノブ、教卓、スイッチ、マイク、実験機器等を、使用後に消毒液や除菌シートにより拭き取り作業を行う。
- ⑥対面で行う授業に出席できない事情がある場合については、対応を含めた履修相談を実施する。

### (3) 学外活動（インターンシップ、フィールドワーク等）

インターンシップ、フィールドワーク、合宿形式の授業、PBL等における学外での教育活動を実施する場合、以下の点に留意する。

#### <留意事項>

- ①活動先（活動の対象となる企業や自治体等）の指示に従い、活動先のガイドラインや感染防止策等を遵守する。

---

<sup>1</sup>相手に口の形を見せる必要がある場合はフェイスシールドを使ってもよいが、フェイスシールドはマスクに比べ効果が弱いことから、マスクなしでフェイスシールドのみを着用する場合は、ソーシャルディスタンスを十分に確保すること。

- ②活動にあたっては、「新しい生活様式」を積極的に実践し、3密の回避、感染予防、健康チェック等に十分留意する。(事前・事後の体温測定の実施、体調不調時の欠席、マスクの着用、手指の消毒等の義務付け)
- ③合宿形式の授業や宿泊を伴うフィールドワーク等は、原則として禁止する。ただし、教育目標の達成のために、宿泊を伴う活動が必要不可欠の場合は、状況に応じて、開講学部等の学部長等が、感染防止対策を確認したうえで判断する。

#### (4) 研究活動

- ①入室時には必ず手指の消毒を行い、マスクを着用する。
- ②「三つの密」を避けるための研究計画、施設利用スケジュールを構築する(施設内の密を避けつつ、短時間の実験を継続する等)。
- ③ドアノブや座席、照明スイッチ、研究設備機器等など複数の人の手が触れる箇所について、教員立ち合いのもと使用前後に消毒する。
- ④実験等の性質も考慮しつつ、ドアを常時開放する、人の手が触れる場所を少なくする等の措置を講じる。複数の人が同時に作業する研究施設や設備等においては、マスクの着用、または飛沫防止パネル・透明ビニールカーテン等による遮蔽等の措置を行う。
- ⑤実験動物、遺伝子組換え生物(微生物、植物、動物)、病原性微生物や放射性物質を使用する研究の場合、機関管理のもと、関係法令等を踏まえ適切に実施する。
- ⑥学生本人にキャンパスでの研究活動ができない事情がある場合については、対応を含めた履修相談を実施する。

#### (5) 課外活動

- ①学生の課外活動については、活動指針レベルに準じて対応する。
- ②本学の「課外活動ガイドライン」を基に、各活動団体より活動計画書の提出を義務付ける。その活動計画書において、感染予防対策を十分に講じられていると認められた活動団体に限り、課外活動を認める。

活動の際は「3密」を徹底的に避ける工夫を図り、基本的遵守事項にある感染予防対策を講じるものとする。

#### <基本的遵守事項>

- ①活動時には原則マスクを着用する(運動時は着用しなくてよい)。
- ②発熱や軽度であっても咳や咽頭痛などの症状がある人は参加しないようにする。
- ③施設ごとの利用制限人数を目安に、2m以上人との距離を確保する。
- ④飛沫に注意し、その対策を厳重に講じる。

- ⑤体育館、部室、教室での屋内活動では、常に十分な換気を行う。
  - ※ 2つ以上の窓・ドア等を同時に開ける。
  - ※ 窓・ドア等については対角線上であることが望ましい。
  - ※ 換気扇が設置されている部屋は必ず使用する。
- ⑥活動時に参加者一覧を作成する。
- ⑦消毒可能な共有物は、使用前・使用後に消毒等を行う。
- ⑧活動前後、用便時は石けんによる手洗いをを行う。
- ⑨活動中に大きな声で会話、掛声、発声、応援等をしない。
- ⑩活動時間はなるべく短時間となるよう事前に練習内容及び活動計画を立てる。

#### <屋外（グラウンド等）活動時の遵守事項>

- ①上記<基本的遵守事項>に加え以下を遵守する。
- ②ボトル・タオルの共有使用を禁止する（各々で準備する）。
- ③シャワー室は使用を禁止する。
- ④更衣室の利用は控え、着替えはできるだけ自宅等で済ませる。やむを得ず使用する場合は、定員内での更衣室利用を認める。
- ⑤唾や痰を吐かない。

#### <屋内（部室）活動時の遵守事項>

- ①上記<基本的遵守事項>に加え以下を遵守する。
- ②複数名が活動する場合は、人との十分な距離（2 m程度）が確保できる大き目の教室を予約して活用する等、密集しない活動に努める。
- ③飛沫防止の観点から、楽器等の演奏(特に管楽器演奏)は、常に換気を行った環境で、対人距離を十分確保した状態(3~5m)で行う。

#### <トレーニング室での遵守事項>

- ①上記基本的遵守事項に加え以下を遵守する。
- ②機器の使用後は、機器との接触部分をアルコール消毒する。
- ③利用後は速やかに退出する。
- ④その他、施設及び機器の使用については、トレーニング室管理者の指示に従う。

### (6) 教職員（学生アルバイトを含む）の勤務

- ①教職員の勤務については、通常どおりとする。なお、感染まん延の状況によっては、時差出勤等により、公共交通機関での混雑を避ける工夫をすること。

- ②勤務にあたっては、「3. 教職員や学生等の基本的な感染症対策」「5. (1)基本的な事項」の内容を遵守すること。
  - ③会議はメール審議やオンラインなど、多人数が参集しない方法で行うこと。
  - ④不要不急の出張は中止、延期を検討する。ただし、緊急事態宣言が発令されている地域への出張は原則禁止とする。
- ※海外出張については、「(9) 海外渡航」の記載内容を遵守すること。

#### (7) 大学の活動に協力する学生団体

ピア・サポーター、学生就職アドバイザー、学生広報スタッフといった、大学の活動に協力する学生団体の活動にあたっては、学生アルバイトに準ずる感染防止策を講じることとする。なお、その感染防止策はそれぞれの団体の所管部署が責任をもって管理、監督するものとする。

#### (8) イベント開催

各種イベントの開催は、国・各行政機関等の目安を参考に判断し、開催する。ただし、イベント開催は、特定・不特定多数の人が集まり、密な状況が発生しやすいことから、消毒の徹底、3密の徹底的な回避など、感染拡大予防のための取り組みを最大限講じたうえで、開催するものとする。

- ①規模要件（人数上限）は、以下のとおりとする。
  - 【屋内】5,000人以下、かつ、収容定員の半分程度以内の参加人数
  - 【屋外】5,000人以下、かつ、人と人との距離を十分に確保（できるだけ2m）する
- ②参加者全員に、マスクの着用と入場（入室）時に手指の消毒の徹底を促すこと。
- ③参加者の把握や検温、健康チェック等を個別に実施し、発熱・風邪等の体調不良の症状がある場合は、参加をさせないこと。
- ④出演者と、客席との十分な距離を確保すること。
- ⑤大声での発声、歌唱や声援、または近接した距離での会話等を控えること。
- ⑥屋内での実施においては、室内換気を徹底すること。
- ⑦入退場時の人数制限や並ぶ間隔をあけるなど、誘導を徹底し、密集するリスクを回避すること。
- ⑧受付等スタッフと参加者が直接に接する可能性があるスペースにおいては、立ち位置表示や飛沫防止パネル・フェイスシールドによる感染防止策を講じること。
- ⑨参加者の把握が困難なものについては、中止を含めて慎重に検討すること。

## (9) 海外渡航

海外へ渡航や一時帰国を予定する場合、外務省海外安全ホームページ (<https://www.anzen.mofa.go.jp/>)を参考にして、自粛を前提に慎重に行動すること。外務省海外安全情報の危険情報が発令されている場合は、国際交流センターが定めている危機管理マニュアルに従うこと。

やむを得ず海外渡航を計画する場合は、外務省海外安全情報 (感染症危険情報) のレベルに応じて、以下の対応をとること。

### ①外務省 海外安全情報 感染症危険情報 「レベル1：十分注意してください。」

感染症危険情報において「レベル1」が発令されている国や地域への渡航については、十分な渡航計画と情報収集のもと各自の責任で感染防止対策を行うこと。

#### 【教職員】

- ・教職員が、海外渡航（海外出張、一時帰国を含む）をする場合は、所定の申請書（国外出張願、海外渡航願、旅行届等）に加えて海外渡航の理由書を学部長等所属長に提出すること。
- ・渡航先の研究機関等が受入を許可していること（研究機関にて研究活動を行う場合）。
- ・渡航先の国・地域への入国時及び帰国時における水際措置、取るべき行動並びに感染拡大防止のための法令及びルール（ワクチン接種証明書所持・PCR検査の実施など）を把握し、対応すること。
- ・自身の安否や渡航先の感染状況について、メール等により随時、所属の学部事務室等と共有すること。

#### 【学生】

- ・学生の海外留学（交換・派遣・認定）、海外短期語学実習、学部独自の海外渡航プログラム、課外活動における海外遠征については、所管部署の指示に従うこと。
- ・海外渡航を理由とした休学については、十分な渡航計画のもと各自で感染防止対策を講じたうえ、所定の期日までに必要書類を整えて、所属学部事務室で手続きを行うこと。
- ・上記以外の渡航（私的渡航を含む）については、十分な渡航計画のもと各自で感染防止対策を講じたうえで対応すること。なお、渡航にあたっては、渡航前に渡航先情報を本学所定の Web サイトに登録すること。

### ②外務省 海外安全情報 感染症危険情報 「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」

感染症危険情報「レベル2」が発令されている国や地域への渡航は原則取り止めること。

ただし、感染症危険情報において「レベル2」であっても、以下の条件ならびにルールを守ることを前提に海外渡航を許可する場合がある。

#### 【教職員】

- ・海外渡航（海外出張、一時帰国を含む）をするやむを得ない理由がある場合。
- ・教職員が、海外渡航（海外出張、一時帰国を含む）をする場合は、所定の申請書（国外出張願、海外渡航願、旅行届等）に加えて海外渡航の理由書を学部長等所属長に提出すること。
- ・渡航先の研究機関等が受入を許可していること（研究機関にて研究活動を行う場合）。
- ・渡航先の国・地域への入国時及び帰国時における水際措置、取るべき行動並びに感染拡大防止のための法令及びルール(ワクチン接種証明書所持・PCR検査の実施など)を把握し、対応すること。
- ・自身の安否や渡航先の感染状況について、メール等により随時、所属の学部事務室等と共有すること。

#### 【学生】

- ・学生の海外留学（交換・派遣・認定）、海外短期語学実習、学部独自の海外渡航プログラム、課外活動における海外遠征については、所管部署の指示に従うこと。

### ③外務省 海外安全情報 感染症危険情報 「レベル3：渡航は止めてください。(厳禁)」以上

- ・教職員・学生ともに、海外渡航を禁止する。

※上記①②で渡航が許可された場合でも、渡航先の国・地域における新型コロナウイルスの感染状況が著しく悪化した場合（例：感染症危険情報レベルの引き上げ）等により、渡航者の安全確保及び研究活動が困難であると本学が判断したうえで、渡航の中止や帰国を命じた場合には、速やかに応じることができること。

## 6. 施設利用

### (1) 図書館

状況に応じて利用者数をコントロールするとともに、利用可能なサービスや利用時間を制限することで、感染拡大の予防を図るものとする。なお、利用にあたっては、入退室時の手指消毒、マスク着用を求め、一定の距離を保った席を指定することとする。視聴覚施設の利用を希望する者は、感染予防のため有線のヘッドホンまたはイヤホンを持参すること。

また、図書館資料の貸出郵送サービスは利用者を限定し提供する。

## (2) 情報処理教室

状況に応じて利用者数をコントロールするとともに、利用可能時間を制限することで、感染拡大の予防を図るものとする。

なお、利用にあたっては、入退室時の手指消毒、マスク着用、ヘッドセットの持参等を求めることとする。

## (3) ラーニングcommons

ソーシャルディスタンスを確保したうえで、状況に応じて利用者数をコントロールすることで、感染拡大の予防を図るものとする。なお、利用にあたっては、入退室時の手指消毒、マスク着用を求め、一定の距離を保った席を指定することとする。

## (4) グローバルcommons

状況に応じて利用者数をコントロールするとともに、利用可能なサービスを制限することで、感染拡大の予防を図るものとする。なお、利用にあたっては、入退室時の手指消毒、マスク着用を求め、一定の距離を保った席を指定することとする。

## (5) スチューデントcommons

状況に応じて利用者数をコントロールすることで、感染拡大の予防を図るものとする。なお、利用にあたっては、入退室時の手指消毒、マスク着用を求め、一定の距離を保った席を指定することとする。

## (6) F工房

ソーシャルディスタンスを確保したうえで、状況に応じて利用者数をコントロールする。また、利用可能時間を制限することで、感染拡大の予防を図るものとする。なお、利用にあたっては、入退室時の手指、机上及び使用備品の消毒、マスク着用、事前の自己健康確認を求め、一定の距離を保った席を指定することとする。

## (7) グラウンド、体育館

運動・スポーツにより呼気が激しくなることを踏まえ、消毒の徹底や3密の回避に配慮し、感染拡大予防のための取組を講じた上で、本学の活動指針に応じ、利用する。

### <実施上の留意点>

①運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、周囲の人



と距離を空ける。

- ②強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空ける。
- ③歩く・走る場合は、前の人の呼気の影響を避けるため、前後一直線に並ぶのではなく、並走あるいは斜め後方に位置どる。
- ④更衣室・休憩スペースでは、一度に入室する利用者の数を制限する。
- ⑤その他、「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」、「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」を参考に必要な取組を行う。

## (8) 保健管理センター

- ①利用希望者に発熱・咳や痰・くしゃみ・倦怠感等の症状がある場合

上記の症状がある場合、「通常の風邪」「インフルエンザ」「新型コロナウイルス感染症（以下、新型コロナ）」等が疑われるが、新型コロナの感染を想定した対応を取る必要があるため、原則として当センターへの電話連絡（Tel.075-705-1511）による相談とする。

その相談内容により、受診あるいは自宅での療養について、判断及び指示を行う。

- ②①以外の場合

慢性疾患、外科的処置、胃痛・生理痛など明らかに風邪症状ではないという場合は、入室時に健康チェック（検温・問診等）を行った上で、これまでと同様に当センター内で対応する。

## (9) 寮

- ①寮室の個室化

全6寮を個室（一人部屋）とする。

- ②咳エチケットの徹底

寮内は教職員、業者、スタッフを含め全員マスク着用とし、寮生は自室のみ着用を不要とする。

- ③検温について

毎朝夕の点呼時に検温し（体温計は各自持参）、検温結果を一覧表に記録する。

記録を管理人がチェックし、発熱者がいる場合は学生部に報告する。

- ④食堂の利用について

ア. 食事の前には手洗い石鹸で手を洗い、手指の消毒を行ってから配膳を受ける。

イ. 利用人数の上限は、食堂収容人員の1/2程度の人数とする。

ウ. 食事をとる際は、各自がソーシャルディスタンスを意識して着席し、また、食事

中の会話は控える。

エ. ビュッフェ形式での食事提供は廃止する。ただし、ごはん・味噌汁の提供は手指消毒液を設置のうえ、セルフサービスでの提供とする。

オ. 飛沫感染防止のため、食卓上のパーティション設置など、必要な処置をとる。

⑤入浴及びシャワー室の利用について

ア. 浴場の一度の利用は各寮で定める人数を上限とする。

イ. 脱衣用の衣類袋（もしくはカゴ）は各自で用意する。（袋等に衣類を入れて利用する）

ウ. 葵寮のシャワー室は予約制とする。

⑥施設・設備の運用について

ア. 以下の施設は閉鎖する。

- ・ 追分寮：自習室(一部)
- ・ 葵寮：卓球室
- ・ 神山寮・津ノ国寮：自習室
- ・ 五常寮：合宿室

イ. 以下の施設は利用制限（時間や人数、用途）を設ける。

- ・ 追分寮：ロビー、和室、会議室
- ・ 葵寮：談話室、ロビーのソファ（一人置きの間隔を取る）
- ・ 神山寮：トレーニングルーム、ミーティングルーム
- ・ 賀茂川寮：集会室、談話スペース

⑦外出について

不要不急の外出は自粛とし、在寮中は毎日、行動記録をつける。（様式は問わない）

⑧門限について

活動指針レベルに応じて、門限を定める。

⑨帰省及び外泊について

帰省は保証人からの申請に基づき許可する。

外泊は原則禁止する。

⑩禁止事項

ア. 他人の寮室への入室

イ. クラスター発生の実績がある、または自治体から休業要請の実績がある業種の  
娯楽施設（カラオケ店、ライブハウス、クラブ、ボウリング場、コンサート会場  
等）への入店

⑪その他

ア. 寮内は定期的に換気を行う。

- イ. 入退館、並びに共用の設備・備品を利用する際の消毒を徹底する。
- ウ. 抵抗力、免疫力を高めるために十分な睡眠、バランスの取れた食事を摂取するよう指導する。

**<発熱・体調不良時の対応>** ※行政の指導に基づいて対応する。

- ①風邪の症状や 37.5 度以上の発熱、咳及び倦怠感がある場合  
→ 寮室で隔離措置をとり、経過を観察する。
- ②風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が続く場合や、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合  
→ 速やかに学生部（寮務担当）へ相談するとともに、最寄りの医療機関又は「きょうと新型コロナ医療相談センター」（075-414-5487）へ相談する。

**<濃厚接触の疑いがある場合>**

発熱・体調不良時と同様、隔離措置をとり、2 週間の健康観察とする。体調不良となり、これが継続する場合は、保健所に連絡、相談する。

**<濃厚接触者として保健所から指定された場合または感染が判明した場合>**

寮室で隔離措置を取り、保健所の指示に基づき対応する。

**(10) 国際交流会館**

- ①生活空間を共用していることを踏まえ、特に手指や人が触れる部分の消毒の徹底や 3 密を徹底的に回避し、感染拡大予防のための取り組みを行う。
- ②国際交流会館における「新しい生活様式」を入居者自らが実践できるようメール、ポスター等で対策の周知を行う。
- ③全室一人部屋とする。

**<留意事項>**

- ①会館居住者、会館スタッフ、管理員以外が立ち入る場合は、受付に申し出ることにする。
- ②自室以外ではマスクを着用する。
- ③外出から帰宅した時は、直接自室に戻り手と顔を石鹸でよく洗う。

**○共同キッチン**

- ①飲食する場合は、テーブルに設置した仕切り板を挟んで静かに飲食する。

- ②対面での飲食は避ける。
- ③自分で作った食事を食べる。(取り分けはしない)

## 〇ロビー等

会館ロビー等の使用は、感染予防対策を講じたうえで、人との距離を2 m以上確保する。

### (1 1) 松の浦セミナーハウス・神山研修室棟

- ①2022年度についても、施設の使用を禁止する。
- ②状況により使用可能となった場合は、消毒の徹底や「3密」の徹底的な回避をはじめとする感染拡大予防対策のガイドラインを改めて定めるので遵守すること。

### (1 2) むすびわざ館

- ①マスクの着用、手洗い・手指消毒を徹底する。
- ②人との接触を避け、1～2 mを目安として対人距離を確保する。
- ③施設の清掃・消毒を徹底し、換気を実施する。
- ④入館人数を設定のうえ入館を制限し、状況に応じて開館時間を短縮する等、来館者が密にならないよう対応する。
- ⑤発熱(37.5℃以上)、息苦しさ(呼吸困難)・強いだるさ、軽度であっても咳・咽頭痛等の症状がある方の入館を制限し、来館を控えていただくようあらかじめ周知する。
- ⑥事業者等の入館者に対しても、適切な感染防止措置を講じるよう求める。

### (1 3) ギャラリー

- ①マスクの着用、手洗い・手指消毒を徹底する。
- ②人との接触を避け、1～2 mを目安として対人距離を確保する。
- ③施設の清掃・消毒を徹底し、換気を実施する。
- ④入館人数を設定のうえ入館を制限し、状況に応じて開館時間を短縮する等、来館者が密にならないよう対応する。
- ⑤発熱(37.5℃以上)、息苦しさ(呼吸困難)・強いだるさ、軽度であっても咳・咽頭痛等の症状がある方の入館を禁止し、来館を控えていただくようあらかじめ周知する。
- ⑥事業者等の入館者に対しても、適切な感染防止措置を講じるよう求める。

### (1 4) 食堂等厚生施設

- ①利用の混雑状況により、入場制限をかける場合がある。
- ②入退出時(入退出時の行列含む)においては、人と人との十分な間隔を確保する。

- ③食堂では、座席の間にパーティションを設ける、または座席の間隔を十分に空ける。
- ④食堂では、大皿での取り分けによる食品提供を行わない。
- ⑤従業員と利用者の間は、飛沫防止パネル等の仕切りを設けて遮断する。
- ⑥従業員はマスクを着用する。
- ⑦レジ等に並ぶ場合はフロアマーカ等により、間隔を空ける。
- ⑧食券販売以外の精算時金銭の授受・レシートはコイントレーを介して行う。
- ⑨利用者には食事中の会話を控えるよう周知する。
- ⑩ホール内は定期的な換気及び更なる換気促進のための空気の流れを作る。
- ⑪従業員や出入り業者においても発熱や風邪症状など体調不良がないことを確認するなど、衛生面や健康面の管理を徹底する。

#### (15) その他の施設

施設の態様や用途に応じて、必要な感染防止策を講じる。

#### (16) キャンパス内の清掃、消毒等

キャンパス内の清掃、消毒等について、活動指針レベルと場所に応じて対応する。

(例)

- ・ 建物玄関には消毒液を設置する。
- ・ 教室等については、活動指針レベル「0」以外の場合において、使用者（教員・学生）が使用の都度、ドアノブ、教卓、スイッチ、マイク等を除菌シート（教員室等に配備）を用いて消毒する。
- ・ 事務室については、窓口に飛沫感染防止パネルを設置する。
- ・ トイレについては、便座シートクリーナーを設置する。

## 7. その他

### (1) 交通対策

バス車内での3密を避けるため、対面授業を実施する日のバスの運行は次のとおりとする。

- ①路線バスについて、混雑状況に応じ便数を増やすなどして、できるだけ車内での密集を軽減してもらうよう本学路線を運航しているバス社局に要請する。
- ②シャトルバスについて、混雑状況に応じ便数を増やすなどして、できるだけ車内での密集を軽減できるよう運行を委託しているバス会社と調整する。
- ③バス待ちの行列が社会的距離を保つよう、整理のための警備員を増員する。